

識別・表示の在り方について

リユース部品、リビルト部品は、その使用を終了する段階まで、新品部品と区別され、また供給事業者等が明確化されていることが求められる。こうした**識別や表示は全てのリユース部品、リビルト部品に対して求められるものである。**

したがって、リユース部品、リビルト部品の状態を把握するための情報提供に係る規格とは別に、**識別・表示に関する規格の策定や、業界における自主的な取り決めとして定めることにより、全ての供給事業者が識別・表示に取り組むことができるよう環境整備**に取り組むことも必要になると考えられる。

なお、識別・表示の方法は、部品の構造や材質、装備される環境、価格などを踏まえて検討していくことが必要である。特に自動車はその長い歴史のなかで希少車、骨董的価値がある車両も存在しており、これら車両の部品ではオリジナリティを保つことにより、その価値が維持される場合も想定されることから、こうした点についても考慮しつつ、検討することも必要と考えられる。

識別・表示を考慮した規格体系案

